

第六章 交通及通信

第一節 道路

本村に於ける主要道路は次の様である。

種別	總數	延長
縣道	七	二四・八九 km
里道	九七三	五九一・三三 km

縣道としては次のやうである。

名稱	區別	一般幅員	重要ナル經過地
山那	名古屋線	二・五間	上小口、外坪、小牧

第二節 河川・溝渠

一、河川

木津用水	二〇五〇間	(三六九〇m)
合瀬川	二二一七間	(三九九〇・六m)
五條川	六九九九間	(一二五九八・二m)

古知野	小口線	二・〇間	下小口、中小口、上小口、河北
柏森	小牧線	二・〇間	余野、下小口、松山
布袋	樂田線	三・〇間	東奈良子、傳右工門新田、外坪
古知野	樂田線	三・〇間	石秋、力長、大屋敷
布袋	坂下線	二・〇間	長櫻、味岡
古知野	豐岡線	二・〇間	柏森、上小口、羽黒、池野

郷 瀬 川 五七七間 (一〇三八・六m)

- 一、木津幹線路(木津元枋より荒井分水枋に至る)
- 二、新木津用水路(荒井元枋より庄内川落口に至る)
- 三、合瀬川通(五條川元枋より水車場立切に至る)
- 四、五條川通(五條川元枋より矢戸川合流點に至る)

木津元枋の敷高は
海拔一一一尺八寸なり

一、木津用水幹線は丹羽郡大山町大字木津地内、元枋尻より本村大字小口字荒井に至る延長一里四町四十四間で、東西の元枋から出た水は枋尻の中堤によつて二條のま、四町四十間の下流に至つて合流し、川床の幅員は六間である。合流して直ちに右岸から般若用水路を分ち、又それから三町下流に至つて同岸に下野用水路を分つ。尙三十二町の下流で左岸に郷瀬川を合流する。そうして其の上流は専用の用水路で下流は合瀬川と稱し悪水路を兼ね荒井分水枋の少し上流の左岸で幼川と合し、又之と對する右岸に五條川元枋がある。

本水路は慶安元年木津用水創始の際に開鑿したる所謂大井堀で、徳川藩政時代に於ても時々修築を加へたが川床の幅員僅に三間乃至四間に過ぎず、堤防も矮少であつて、明治十五年西元枋改造後は水量増加のため、常に堤上を溢れて左右の田畑を浸し之がため高雄村(今の扶桑村)及び小口村(即ち本村)に於ては、苦情の絶える時がなかつた。明治十六年新木津用水改修の際、小口村地内は堤防の嵩置をなしたが、上流上野村(今の犬山町)及び高雄村地内は依然その儘であつたから、被害彌々甚だしきを以て明治十八年より翌十九年にわたり嵩置工事を施した。

川床の幅員は明治二十年新木津用水路改修後の除害工事を調査の際、水路の左右兩岸各々二尺乃至一間宛を切り上へ擴張するの必要を認めたら、數年に互つて之が施工整理を行ひ以て現在に至つた。

二、新木津用水路、新木津用水路は本村荒井分水枋(舊名石枋)より東春日井郡勝川町大字勝川庄内川落口に至る。延長三里二十九町四十八間で、明治十六年改修以前川床はの幅員二間、堤防も亦之に應じて矮少であつたが、改修によつて下流の八田川合流地点迄を六間に擴張し堤防も亦増大した。

本水路は出水のある毎に相當に被害が多い。即ち明治元年入鹿池決潰の際は、荒井分水枋と學傳村青塚(今の樂田村)との間の堤防一面に大害を受け、大正十四年八月、九月兩度の出水で堤防の決潰又は欠陥を見、河北、二ツ屋方面の出水甚しくその溢水は滔々として本用水路に侵入せるため二ツ屋前で右岸堤防決潰した。同年冬期に於て名古屋市の寄附行爲により本村地内に於て左岸七百四間右岸七百八間堤防の嵩置をなし、又兩岸四百八十間の護岸工事行つた。明治十九年に木津元枋より全水路を通じて名古屋に通船事業を創始した。

三、合瀬川通、合瀬川通は古來木津川、郷瀬川、大井堀或は古木津と名稱したが、今は合瀬川の名に統一した。荒井分水枋より下流西春日井郡師勝村大字久地野地内水車場立切に至る。延長二里三十二町二十七間で川床の幅員凡そ三間乃至五間である。合瀬川通は五條川通と共に、丹羽郡東北部一帯の悪水を疏通する郷瀬川及び幼川の流入を受くるを以て、大雨の際は非常に氾濫し、荒井外坪に至る間の堤防に決潰を生ぜしこと往古から數多く茲に記す違がない。然るに明治二十四年郷瀬川の一部改修工事なり犬山町犬山城東北麓より木曾川に放流するに至りたる後はその被害稍緩和さ

れた。明治元年入鹿池の決潰の際には本水路に於て荒井より外坪に至る間に敷ケ所の切所及び欠陥が出来た。又明治十七年に本村に二ヶ所、翌十八年に本村及び師勝村高田寺に、明治四十年に本村外坪、大正七年八月に本村小口及外坪で右岸決潰した。徳川藩政時代には或る部分に小舟の通ずることがあつたが其後中絶した。現今では護岸工用の丸石等を通漕するために通船をなすのみである。該水路は引水用の堰埭非常に多く舟行困難である。

四、五條川通 五條川通りは古來於會那川幼川等の名稱があつたが、今は五條川と稱へ、水源は入鹿池で羽黒村を貫流し、本村河北南側を流れ荒井に到つて木津用水路に合し、更に荒井元枋から分岐して布袋町、岩倉町等の地域内を過ぎて西春日井郡清洲に到つて新川に合す。延長約八里、川床の幅員平均四間である。而して全線悪水路を兼ね曲折甚しく廣狹自ら一定せない。

第三節 車 輛

本村に於ける車輛の變化をあげると次の様である。

年 度	荷馬車	荷車大車	荷車小車	耕作一途用	人力車	自轉車	自働自轉車	自轉車三輪	トラツク
明治四三年	二〇	七七	四〇四	三〇〇	一〇	八〇			

明治四四年	二〇	七一	三九〇	四〇〇	一〇	一〇〇			
大正元年	二四	六〇	五〇四		九	一四九			
大正二年	二〇	五二	七二〇		六	一五八			
大正三年	一九	四九	五三四		六	一七〇			
大正四年	一六	四三	五五七		六	一一六			
大正五年	一六	三九	五六〇		六	三二三			
大正六年	一七	四〇	五七八		五	五二二			
大正七年	一五	三一	六〇〇		六	七〇六			
大正八年	一五	二八	六一九		六	八二三			
大正九年	一四	二一	六二二	一〇〇	六	九〇六			
大正一〇年	一六	一八	五九八		五	九三〇			
大正一一年	二一	一八	六〇二		五	一〇二三			
大正一二年	一八	一八	六〇八		四	一一一九			四
大正一三年	一九	一七	六四一		五	一二九一			六
大正一四年	一三	一五	六八一		四	一三四一			六